

研修（令和元年度 経済法研究会定例研修）

## ～こんなに変わる独禁法～ 令和元年 独禁法改正 のポイント

独占禁止法が本年改正され、来年までの間に順次施行されます。この法改正及び関連規則改正は広く報道されていますが、

- ・課徴金算定対象となる違反行為関連売上の期間が、最大3倍以上に拡大された
- ・談合、カルテル事件の課徴金算定において、司法取引の要素が加えられた
- ・談合、カルテル事件の公取委立入検査において、法律意見書は公取委による留置を免れることとなる見通しだが、その運用は外国と大きく異なるものとなるなどのポイントは企業や消費者に十分に周知されていません。独禁法改正の企業への影響について、施行までの間に顧問先等へ十分に説明しておくことが重要です。

そこで今回の定例研修では、独禁法改正のポイントについて、①課徴金算定基礎・算定率の見直し、②課徴金減免制度の見直し、③弁護士・依頼者間通信秘密の保護を中心として、独禁法に精通した当研究会会員が分かりやすく解説いたします。

奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和元年11月13日（水）午後6時30分～午後8時30分  
場所 弁護士会館10階1003号室  
講師 平山賢太郎（当会会員・弁護士・九州大学法学部准教授〔経済法〕）  
野田学（当会会員・弁護士・元公取委審査専門官）  
対象 第二東京弁護士会会員  
主催 第二東京弁護士会経済法研究会  
参加費 無料

※ 当会継続研修として1時間毎に1単位認められます。また新規登録弁護士研修の一環として受講可能です。なお、研修開始後20分を経過してからのご出席は、単位認定されません。

※ 講義資料を受領するのみで退席することは控えていただきたく、お願いいたします。

### （申込方法）

以下の①又は②いずれかの方法によりお申し込み下さい。

- ① 二弁ホームページ「会員サービスサイト>研修申込」の申込ボタンによる申込み
- ② 電子メールによる申込み

申込先 経済法研究会幹事 花本 浩一郎宛（e-mail: khanamoto@tmi.gr.jp）

### （記入事項）

氏名・ふりがな・登録番号・メールアドレス

問い合わせ先 第二東京弁護士会経済法研究会 幹事（TMI総合法律事務所 花本）  
e-mail: khanamoto@tmi.gr.jp